

## 経営安定資金特別融資

## 経営安定

令和8年4月版

融資名	融資限度額	資金用途	償還期間 据置期間	年利率	利子補給	信用保証料 補助
経営安定資金 特別融資	1,000万円まで	運転資金 設備資金	6年以内 6か月以内	2.0% 以内	1.5%以内 (本人負担 0.5%)	全額補助

### 申込受付期間

令和8年4月1日(水)より

### 融資対象者

融資対象者は、次の各号に規定する要件を満たし、融資の返済が可能であると認められる中小企業者です。

- (1) 江戸川区内に住所（法人にあっては本店）を有する中小企業者であること。ただし、事業所を区内のみに有し、3年以上経営実績のある個人については、この限りでない。
- (2) 江戸川区内で引き続き1年以上同一事業を営んでいること。ただし、1年以上経営実績があり、かつ、本店を区内に移した法人については、この限りでない。
- (3) 個人にあっては特別区民税又は市町村民税を、法人にあっては法人住民税又は法人市町村民税を完納していること。ただし、地方税法第15条若しくは同法第15条の4の規定による徴収猶予又は同法第20条の5の2の規定による期限の延長がなされた場合は、この限りでない。
- (4) 法律に基づく資格、許認可等を要する業種にあっては、その資格を有し、又は許認可等を受けていること。
- (5) 信用保証協会の保証対象業種を営んでいること。
- (6) 次のいずれかに該当していること。

- ① 最近3か月<sup>\*1</sup>の売上高の合計が前年同月比と比較して10%以上減少していること
- ② 直近（前期）決算の売上高または売上総利益<sup>\*2</sup>が前々期決算と比較して、10%以上減少していること
- ③ 最近1か月の売上高が、最近1か月から前年同月までの期間<sup>\*3</sup>のうち任意の連続する3か月間の売上高の平均と比較して10%以上減少していること

※1 直近3か月とは、申請月の前月（事情により前月の数字が確定していない場合は前々月）から、その前2か月を含む3か月の期間を指します。

※2 売上総利益とは、（売上高）－（売上原価）のことを指します。

※3 最近1か月が令和8年4月の場合、最近1か月（令和8年4月）～前年同月（令和7年4月）の13か月となります。なお、最近1か月とは、申請月の前月（事情により前月の数字が確定していない場合は前々月）を指します。

## 資 金 使 途

- ・事業に必要な運転資金、設備資金を対象とします。

## 保 証

- (1) 原則として信用保証協会の保証を要します。  
ただし、取扱金融機関が債権保全に必要かつ十分と認める連帯保証人又は担保提供の能力のあるものは、この限りではありません。
- (2) 連帯保証人は、信用保証協会の基準によります。  
個人：原則として不要          法人：原則として代表者

## 申請に必要な書類

※下記のほか、審査の過程で資料の提出を求める場合があります。

1	江戸川区中小企業振興事業資金融資申込書（黄色2枚組）	【区指定様式】 中小企業相談室、取扱金融機関 本支店で配布しています。
2	利子補給金申請等委任状（白色2枚組）	
3	信用保証料補助金交付申請書（青色2枚組）	
4	資格証明書（写）、許認可証（写）等 ※法律に基づく資格及び許認可等を要する業種の場合は添付	
5	経営状況説明書・売上高等計算書 【区指定様式】	中小企業相談室で配布、ホームページ掲載
6	売上高、売上総利益等の減少を確認するための資料 （詳細は『制度に関する質問と回答』の問5を参照のこと）	
	《 法 人 》	《 個 人 》
7	履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）	—
8	印鑑証明書（法人のもの）	印鑑証明書（申込人のもの）
9	法人税納税証明書〈その1〉又は法人事業税納税証明書	所得税納税証明書〈その1〉又は個人事業税納税証明書
10	法人住民税納税証明書 （又は法人市町村民税納税証明書）	特別区民税納税証明書又は市町村民税納税証明書 ※江戸川区民（住民税を江戸川区に納めている方） は省略可

※郵送希望の場合は、返信用封筒（レターパック、またはサイズ角2以上の封筒に送付時と同重量の簡易書留分の切手を貼付）

## 申込み(郵送)から融資実行まで

※金融機関代行可

- (1) 申込書類（所定の申込書、経営状況説明書）と上表の資料を区に申込み（郵送）します。
- (2) 審査の結果、申込内容があっせんに適している場合、希望金融機関あての紹介書を発行します。  
（金融機関代行の場合、金融機関へ交付）
- (3) 申込者は、希望金融機関へ紹介書一式を提出します。
- (4) 金融機関及び信用保証協会にて融資の可否について審査のうえ、融資が実行されます。
- (5) 融資実行後、金融機関から融資内容に関する報告書（融資結果報告書）等を区に提出します。

《提出先》江戸川区中小企業相談室（〒132-8501 江戸川区中央1-4-1）

## 制度に関する質問と回答

### 問1 【利用限度額について】

経営安定資金特別融資（経営安定）の融資枠は、既存の区一般融資または特別融資と同じ扱いになりますか？

答) 『経営安定』の融資枠は、既存の融資とは独立した別枠になります。例えば、マル区（運転資金）2,500万円、経営安定（運転資金）1,000万円で利用可能です。

### 問2 【利用回数について】

『経営安定』で4月に500万円申込み、月末に融資を受けましたが、売り上げの減少が続いているので、再度『経営安定』を利用できますか？

答) 利用済み残高と新規申込額の合計が1,000万円以下であれば、受付期間中に申込みは何度でも可能です。

### 問3 【セーフティネット保証の適用】

『経営安定』にセーフティネット保証を利用することは可能ですか？

答) セーフティネット保証で利用することは可能です。

### 問4 【借換後の新たな融資の申込み】

借換支援資金融資（区借換）で『経営安定』を借換えました。その後、運転資金が必要となったのですが、再度、『経営安定』を利用できますか？

また、運転資金の他に設備資金も必要です。設備でも利用できますか？

答) 利用については融資限度額以内であれば、利用可能です。

また、マル区と同様に償還期間等同じであれば、運転と設備を1本化することも可能です。（ただし、お申込み時には2口としての申し込みとなります。）

問5

**【売上高の減少確認資料】**

確認資料とは、どのような資料が必要ですか。

答) 確定申告に用いた損益計算書、製造原価報告書などの決算報告書の写しを提出してください。

**① 最近3か月の売上高の合計を前年同月比と比較する場合の例**

- 前年分（前期分）の決算書類
  - 法人の場合・・・法人事業概況説明書の表裏
  - 個人の場合・・・青色申告決算書（損益計算書の表裏）
- 当期分（今期分）の資料
  - 月別の試算表、損益計算書、売上表など

**② 直近（前期）決算の売上高または売上総利益を前々期決算と比較する場合の例**

- 決算申告書2期分（前期・前々期）
  - 法人の場合・・・損益計算書・貸借対照表
    - ※ 損益計算書・貸借対照表の写しに社名が記載されていない場合は、決算報告書の表紙の写しも添付してください。
  - 個人の場合・・・青色申告決算書（損益計算書）
    - ※ 個人事業者の場合の「売上総利益」は、「売上金額」から「売上原価」のみを控除した「差引金額」を当てます。

**③ 最近1か月の売上高を最近1か月から前年同月までの期間のうち、任意の連続する3か月間の売上高の平均と比較する場合の例**

上記の①と同様です。

**④ その他注意点**

- 以下の資料は確認資料とはなりません。
  - 事業者名の記載のない資料
  - 区が、客観性・信憑性が低いと判断した資料
- 資料の客観性・信憑性を確認するため、以下のものを求めることがあります。
  - 担当税理士の署名・押印
  - 請求書・領収書等の写し  
(日付・発行者・あて先が明記されているもの)
  - その他区が必要と認めた資料